# 令和元年度福岡県包括外部監査の結果報告書(概要版)

福岡県包括外部監査人 工藤 重之

令和元年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

# 1 選定したテーマと監査対象

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
<u>監</u> 査	教育施策に関する財務事務の執行について
選定	我が国の教育制度は、学制公布、教育制度の整備、教育基本法の制定等により我が国の
理由	発展の基礎となってきた。近年においては、科学技術の進歩、少子高齢化、経済のグロー
	バル化等教育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、教育基本法の改正、教育振興基
	本計画の策定等を通じて教育改革が進められている。
	福岡県(以下「県」という。) においても同様の社会環境の変化を踏まえ、平成 29 年 3
	月に策定された「福岡県総合計画」( 平成 29 年度 ~ 平成 33 ( 2021 ) 年度 ) における教育分
	野を県の「教育振興基本計画」として位置付け、同計画に基づく単年度の実施計画として
	「福岡県教育施策実施計画」を策定し、各教育施策を展開しているところである。
	国のみならず県としても、人材は、財産であり、持続的に成長・発展するうえで必要不
	可欠なものであることから、各教育施策は限られた予算の中で最大の効果が得られるよう
	遂行される必要があると考えられる。
	このような状況を踏まえ、教育施策に関する財務事務の執行について、関係法令等に準
	拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切に行われているか等を検討す
	ることは有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断し
	た。
監査の	教育施策に関する部署として、教育委員会教育総務部及び教育振興部並びにその所管す
対 象	る出先機関を監査対象とした。
部署	
監査対	原則として平成 30 年度(必要と認めた場合、平成 31 年度(令和元年度)及び平成 29 年
象期間	度以前の過年度についても対象とした)

# 2 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 工藤 重之
包括外部監査人補助者	公認会計士5名、公認会計士試験合格者1名、アシスタント1名

#### 3 報告書の構成

	3 * 2 11-31-20	
第1	監査の概要 (テーマ、対象、方法、実施者等)	1ページ~ 4ページ
第2	監査対象の概要	
1	福岡県の状況	5 ページ~10 ページ
2	国の教育施策	11 ページ
3	福岡県の教育施策	12 ページ~19 ページ
4	福岡県教育委員会の概要	20 ページ~34 ページ
5	監査対象事業の選定	35 ページ~38 ページ
第3	監査の視点及び実施した監査手続	
1	監査の視点、2 実施した監査手続	39 ページ~41 ページ
3	監査の実施状況	41 ページ
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	42 ページ ~ 44 ページ
2	総括的又は重要性の高い監査の結果(指摘)及び意見	45 ページ ~ 77 ページ
3	個別的な監査の結果(指摘)及び意見	78 ページ ~ 164 ページ

#### 4 監査の視点

#### (1)教育施策に関する財務事務の執行の適切性

教育施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。特に、次の視点によって監査を実施した。

#### ア 事業全般に関する事項

- ・ 財務事務を行う根拠となる法令、条例、規則等は適切に整備されているか。
- ・ 財務事務は、法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- イ 市町村への助言・支援等に関する事項
  - ・ 各市町村への助言・支援等に関する事務は、法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- ウ 委員会の開催等に関する事項
  - ・ 各委員に対する報酬の内容及び支払手続は適切か。
- エ 歳入歳出項目に関する事項
  - ・ 各歳入項目、特に国等から受ける補助金の申請及び交付等に係る手続きが、法令、条例、 規則等に準拠して適切に実施されているか。
  - ・ 各歳出項目(委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等)に係る手続き(契約、検査、支払等)が、法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

#### (2) 教育施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している教育施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。 特に、次の視点によって監査を実施した。

#### ア 事業全般に関する事項

- ・ 各事業の目的が、明確に設定されているか。また、当該目的は、県の教育施策の趣旨等を 踏まえ、妥当なものとなっているか。
- ・ 各事業の目的に対して、実施されている事業内容、目標数値等は妥当なものとなっている か。また、目標数値の設定根拠は明確か。
- ・ 事業の実施結果について、成果の把握・測定方法は事前に決定されているか。また、事業 実施後、当該方法に基づいて、成果が適切に把握・測定され、外部に公表されているか。
- ・ 把握・測定された事業の成果は、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況につ

いての点検及び評価」等に適切に反映されるとともに、翌年度以降の事業に活用されているか。

- ・ 各事業に関する情報が、県民に対して有効かつ効率的に伝達されているか。
- ・ 事業の予算額と実績額に大きな差異は生じていないか。また、差異が生じている場合、そ の内容は妥当か。
- ・ 各事業の内容に応じて、県の他部署との連携は検討されているか。また、連携が検討・実施されている場合、その内容が、有効かつ効率的なものとなっているか。

#### イ 市町村への助言・支援等に関する事項

- ・ 県内の均衡な発展に寄与しているか。(事業実施場所が特定の市町村に偏っていないか。)
- ・ 各市町村の課題やニーズを適切に把握したうえで、有効かつ効率的な事業を実施している か。
- ・ 各市町村が実施した事業の内容や成果を把握しているか。また、把握した内容を分析した うえで、翌年度以降の県の事業に活用されているか。

#### ウ 委員会の開催等に関する事項

- ・ 委員会の開催等は有効性、効率性、経済性を踏まえて実施されているか。
- ・ 委員会の開催等による具体的な効果及び成果はあるか。

#### エ 歳入歳出項目に関する事項

- ・ 各歳出項目(委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等)の支 出内容は、事業の目的に照らして有効なものとなっているか。
- ・ 各歳出項目に係る費用対効果は適切に把握されているか。また、当該費用対効果を踏まえ た検討がなされているか。
- ・ 工事請負費に関連して、工事が必要となる箇所(校舎等)の把握方法、選定方法は有効かつ効率的なものとなっているか。また、施設の老朽化度合い等を踏まえ、緊急性・重要性が高い修繕工事に関する今後の計画が、適切に策定されているか。

#### (3) その他過去に実施された包括外部監査等結果への対応

過去に実施された包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

- ・ 過去の発見事項と同様の事項はないか。
- ・ 過去の発見事項を踏まえた措置等は適切に実施されているか。

#### 5 実施した監査手続

監査の視点を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

#### (1) 概要の把握

公表されている教育施策に関する法令、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

また、教育施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、教育施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

#### (2) 監査対象とした教育施策の各所管部署に対する調査

監査対象とした教育施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当 者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査の視点について検討した。

#### (3) 監査対象とした出先機関等に対する調査

監査対象とした出先機関に対して、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

#### 6 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

#### (1) 監査の結果(指摘)及び意見の件数

区分	結果(指摘)	意見
総括的又は重要性の高い監査の結果(指摘)及び意見	1	2
個別的な監査の結果(指摘)及び意見	16	18
計	17	20

#### (2) 監査の結果(指摘)及び意見の項目

!)監査の結果(指摘)及び意見の項目	
監査対象事業、結果及び意見の項目	ページ
総括的又は重要性の高い監査の結果(指摘)及び意見	
(結果)教育施策実施計画に係る説明責任の強化について	45
(意見)県が関与する団体等との取引、行為等に係る内部統制の構築について	50
(意見)教職員の長時間勤務改善に向けた取組の状況について	55
(調査結果)学校におけるブロック塀等の安全点検及び安全対策について(	) 76
個別的な監査の結果(指摘)及び意見	
(_1)福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施 < 重点事業	1>
ア ふくおか学力アップ推進費	
( 結果 )ふくおか学力向上推進事業等補助金に係る適切な事業実施報告	書の 79
作成指導について	
(結果)派遣した非常勤講師の勤務実態に係る確認の徹底について	80
(意見)学力調査の分析手法の検討・研究について	81
(意見)学力調査委託業務に係る再委託の整理の必要性について	85
(2) 主体的・対話的で深い学び推進事業の実施 < 重点事業 2 >	
ア 主体的・対話的で深い学び推進費	
(意見)成果報告書の記載内容について	89
(3)福岡県体力向上総合推進事業の実施 < 重点事業 3 >	
ア 福岡県体力向上総合推進事業費	
(意見)部活動指導員の拡充へ向けた取組の強化について	92

監査対象事業、結果及び意見の項目	ページ
イ ふくおかスポーツ振興プロジェクト費	
(結果)見積依頼に係る適切な事務処理について	94
(結果)見積通知書に係る適切な事務処理について	96
(結果)委託事業に係る事業内容の適切な検査について	97
(意見)県業務と任意団体業務の明確な区分、及び適切な文書事務の徹底に	98
ついて	
(4)いじめ・不登校総合対策事業の実施<重点事業4>	
ア スクールカウンセラー活用事業費	
( 結果 ) スクールカウンセラーの勤務実績に係る確認の強化について	100
イ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業費	
(結果)補助金に係る事業実施報告書の適切な調査について	104
(5)電子黒板活用実証研究事業の実施	
アー福岡県電子黒板活用実証研究費	
(結果)予定価格設定の根拠資料の適切な作成・保管について	106
(意見)ICT機器の賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について	108
(6)校務の情報化の推進	
ア 県立学校情報化推進費	
(意見)情報セキュリティ監査結果に係る改善状況の確認について	109
(意見)情報セキュリティ監査における外部監査実施の検討について	111
(意見)情報システムの賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分につい	113
て	110
(7)高等学校奨学金事業の実施	
ア 奨学事業助成費	
(結果)補助金額算定方法の明確化及び補助金額確定の適切性確保について	115
(8)高等学校等就学支援金事業の実施	
ア 公立高等学校等就学支援金交付金	
(意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実	119
施について	
(9)高校生等奨学給付金事業の実施	
ア 公立高校等奨学給付金事業費	
(結果)公立高校等奨学給付金の申請時における代理受領の適用確認等につ	123
lit	
(意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実	124
施について	
(10) 教職員のメンタルヘルス対策の充実	
ア 教職員等健康管理費	
(結果)「こころの健康相談」事業に係る利用状況に応じた適切な支出につ	129
INT	
( 結果 )教職員カウンセリングサービスに係る委託業者への予算資料の事前	131
提供について	
(11)教職員の働き方改革の推進〈重点事業 10〉	
ア 教員の働き方改革事業費	
(意見)教職員の超過勤務時間の発生状況とそれに対する対応策について	133
(12)「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施 < 重点事業 12>	

監査対象事業、結果及び意見の項目	ページ
ア 「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト推進費	
(意見)任意団体との特命随意契約に係る支出内容の確認について	135
(意見)事業自体に関する総括としての成果の検証について	137
(13)特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施	
ア 特別支援学校医療的ケア体制整備費	
(意見)看護職員の任用期間の見直しについて	141
(14)未来を切り拓く人材育成事業の実施	
アニー・大来を切り拓く人材育成事業	
(結果)事業実績報告に係る点検・確認の強化について	145
(15)高校生みらい支援事業の実施	
ア 高校生みらい支援事業費	
(意見)進路支援コーディネーターの勤務日数制限の見直しについて	148
( 16)県立社会教育施設の機能充実	
ア 図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自	然の
家整備費、社会教育総合センター整備費、図書館整備費	
(結果)見積り期間短縮の根拠の明示について	153
(意見)空調設備の老朽化による事故リスクの判定の必要性について	155
(17)福岡国際交流史発信事業の実施<重点事業 17>	
ア 福岡国際交流史発信事業	
(意見)予定価格の適切な設定について	157
(18)ジュニアアスリート育成強化事業の実施<重点事業 18>	
ア ジュニアアスリート育成強化費	
(結果)補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について	160
(結果)委託契約に係る事業内容の適切な検査について	162

<sup>- ):</sup> 総括的又は重要性の高い監査の結果(指摘)及び意見における「 学校におけるブロック塀等の安全点検及び安全対策について」は、結果又は意見ではなく調査結果を記載している。

# 7 監査の結果(指摘)及び意見

# (1) 総括的又は重要性の高い監査の結果(指摘)及び意見

項目	(結果)教育施策実施計画に係る説明責任の強化について	P45
現状	福岡県教育施策実施計画(以下「教育施策実施計画」という。)における各施策では、関連する「主な取組・事業」、及び成果となる「指標」が設定されており、ち19の取組・事業を「重点事業」として位置づけ、特に目標達成の推進を図ってまた、県は、教育施策の執行状況について、翌年度に点検及び評価を行い、その報告書として公表している。	そのう いる。
指摘事項	本監査において、教育施策実施計画並びに翌年度に実施された点検及び評価の内計したところ、成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性などに関して課題がられたため、県民にとって有用性が高く、かつ分かりやすい内容へ修正し、その説を強化する必要がある。 具体的には、県は、各項目について次の対応を検討すべきである。 対応(1) 教育施策実施計画に記載されている「主な取組・事業」と実際に「各課されている事業及び予算」との関連性、整合性について、県民への説明責任、透確保の観点から、教育施策実施計画に一覧表形式等により掲載することが望まし対応(2) 教育施策実施計画における「重点事業」については、県民への説明責任性の確保の観点から、「重点事業」とした設定基準及び根拠を明確にする必要がこのため、県は、教育施策実施計画に「重点事業」の考え方や説明等を記載する必要である。 対応(3) 県民への説明責任、透明性の確保の観点から、教育施策実施計画におけ標」の設定基準及び設定の根拠を明確にする必要がある。また、「指標」に設定いる目標値の数値についても、設定根拠を明確にする必要がある。さらに、学校ハード面に関する取組・事業についても、可能な限り「指標」を設定することがい。 対応(4) 各施策の点検及び評価における4段階評価の意味のうち、「目標達成の対応(4) 各施策の点検及び評価における4段階評価の意味のうち、「目標達成の表述を対応の表述を対応しませない。	見明 で明ル、あこ るさ施望 た受責 実性い透ると 「れ設ま めけ任 施の 明。が 指て等し に
15 C	な限り具体的な基準を設けるべきである。	DEO
現日現状	(意見)県が関与する団体等との取引、行為等に係る内部統制の構築について本監査において、県と県の財政的援助団体等及び県が関与している各種実行委員任意団体(以下「県が関与する団体等」という。)との各種の取引、行為等におい数の監査の結果及び意見を記載している。	会等の
意見	複数の監査の結果及び意見が記載されたことは、県は、県が関与する団体等との 行為等において生じる財務事務に関するリスクに対して認識が弱く、適切な内部統 築されていないためと考えられる。 県は、県が関与する団体等との取引、行為等について、組織目的の達成を阻害す 上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じるという内部統制を構築す が望ましい。	制が構 る事務
項目	(意見)教職員の長時間勤務改善に向けた取組の状況について	P55
現状	県は、福岡県教育施策実施計画において、教職員の長時間勤務の改善のため、主た事業として「教員の働き方改革の推進 < 重点事業 10 > 」を掲げ、「教職員の働き方組指針」(以下「取組指針」という。) に基づき、教職員の働き方改革を推進するとる。本監査において、取組指針に掲げる具体的な取組と、平成 30 年度における取施状況(実績)を検証した。	改革取 してい

# 意見 取組指針に基づいた長時間勤務の改善に向けた取組の結果、県立高校全体の超過勤務時間の状況については、改善傾向にあると考えられる。

一方で、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」による 1 月当たり の超過勤務時間の上限の目安時間やいわゆる「過労死ライン」と比較すると、依然として 深刻な状況がうかがえる。

県は、例えば各学校の特色や教職員個人の事情に応じた深度ある原因分析を通じて、各学校における業務量の多寡を適切に把握し、教職員の定数配置の見直しを行うなどして、超過勤務時間の削減につなげることが望ましい。

#### 項目 (調査結果)学校におけるブロック塀等の安全点検及び安全対策について

P76

# 調査結果

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震により、大阪府高槻市立の小学校においてプールのブロック塀が倒壊して児童の死亡事故が発生したことを受け、文部科学省は全国の各学校設置者等に対し、学校施設におけるブロック塀等の安全点検等について、調査結果を取りまとめて提出することを求めている。

本依頼を受け、県は所管する県立学校に対し、外観に基づく緊急点検を実施している。 緊急点検の結果、外観からは危険は判断できないもののブロック塀の内部点検を行う必要 がある施設に対して、第2段階の安全点検調査を実施している。

県は、上記の安全点検の結果、安全性に問題があると判明したブロック塀等について、 注意喚起や近寄れない措置等の安全対策を行うとともに、順次、撤去若しくは改修工事を 実施している。

本事業は全国的に実施されているものであるが、県立学校においては、令和元年 12 月 3 日時点で、元々ブロック塀を有し、安全対策が必要であった学校 93 校のうち 88 校が安全対策実施済み(ブロック塀の撤去を含む)とのことである。

また、安全対策が未了の5校についても、県担当者にヒアリングを行ったところ、全て 令和2年3月末までに安全対策が完了する見込みとのことであった。

# (2) 個別的な監査の結果(指摘)及び意見

(1) 福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施 < 重点事業 1 >

ア ふくおか学力アップ推進費

<i>y</i> 13	いくのか子刀とツノ推進員
項目	(結果)ふくおか学力向上推進事業等補助金に係る適切な事業実施報告書の作 P79
	成指導について
現状	ふくおか学力向上推進事業等補助金は、市町村(中学校組合を含む。以下「補助事業者」
	という。) が実施する学力向上のための取組事業に対し、事業に必要な経費の一部を補助
	し、学校教育の振興に資することを目的としている。
	平成 30 年度における補助事業者から提出された事業実施報告書及び収支計算書を査閲
	したところ、一部の補助事業者について、事業実施報告書の「実施事業の内容」及び「事
	業の成果」に記載された内容が、補助対象事業と関連付けて記載されていないため、補助
	対象事業においてどのようなことを実施したのか、補助対象事業を実施した結果どのよう
	│ な効果があったのか不明瞭なものが見受けられた。また、収支計算書の支出の内訳が、補
	助対象事業と関連付けて記載されていないため、支出がどの補助対象事業から発生したの
	か不明確であるとともに、支出の内容について、領収証等との照合などの確認は行ってい
	ない。
指摘	県は、補助事業者による補助対象事業の適切な実施を確認するために、補助事業者から
事項	提出される事業実施報告書について、「実施事業の内容」及び「事業の成果」の記載につ
	いては、補助対象事業に関連付けて記載するよう求める必要がある。
	また県は、補助事業者による補助対象経費の支出の適切性を確認するため、支出がどの
	補助対象事業に対して支出されたのか明確にするよう補助対象事業者に求めるとともに、
	必要に応じて領収書等の支出証憑との照合を実施することが望まれる。 
項目	(結果)派遣した非常勤講師の勤務実態に係る確認の徹底について P80
現状	県は、強化市町村及びその他必要と認める市町村に対し、学力の基礎・基本や活用力の
	改善を図る少人数・習熟度別指導を支援するため、県から各教育事務所へ予算を令達し、
	各教育事務所において非常勤講師の採用及び市町村への派遣を実施している。
	教育事務所では、「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」に記載された勤務実績時間の合
	計に基づき、一月ごとに支給額及び控除額を計算し、非常勤講師に支給している。
	現地調査を実施した北九州教育事務所において、非常勤講師の給与関係書類を査閲した
	ところ、給与の過払いによる返納を行った事例があった。
指摘	北九州教育事務所では、給与計算を行うごとに「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の
事項	正確性の確認(例えば出勤簿との照合など)を実施していない。
	その結果、「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の勤務実績時間に誤りがあった場合、
	誤りに気が付くことなく給与を支給する可能性がある。   ************************************
	教育事務所は学校における学校長及び担当者による「非常勤講師等勤務時間実績整理
	簿」の確認作業の徹底に関して更なる指導を行うとともに、教育事務所においても給与計
	算を行うごとに(サンプルベースでも)出勤簿との照合を行うなど「非常勤講師等勤務時
	間実績整理簿」の正確性を確認する必要がある。また、確認した結果を書面で残しておく   - ト が短ましい
	ことが望ましい。 
	なの、本息兄に関しては、現地調査を美施した北九州教育事務所のみならり、他の教育   事務所においても同様の内容に留意することが望まれる。
 項目	(意見)学力調査の分析手法の検討・研究について P81
現状	県は、児童生徒の学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分析する
	ため、「福岡県学力調査」を実施している。県は学力調査の結果を「平成 30 年度 全国学   カ・党羽状辺囲木 短岡県党力調本、調本は用収失業、トレス四八まとめ、公ましている
	力・学習状況調査 福岡県学力調査 調査結果報告書」として取りまとめ、公表している。

	調査結果報告書の分析の手法は、基本的には県全体及び地区別の平均正答数や平率(平均正答数を設問数で割った値を百分率で表示した値のこと。)の比較により 行われている。	
意見	平均値による分析は、全体の状況を概括的に把握したり、全体の中での位置を把りする場合には有効である。 一方で、平均値による分析では、個人(もしくは地区)の正答率が絶対値では上いても平均値を下回っていれば評価されず、また、全体の平均正答率が上昇していでは個人(もしくは地区)の正答率が上昇した場合でも上昇率次第では評価されなの結果、絶対値としては学力が伸びていてもモチベーションが保たれない可能性がに留意が必要である。 そのため、県は平均値による比較分析以外の方法による分析の手法についても、	昇して る局面 ない。そ ある点
	研究を行うことが望まれる。	
項目	( 意見 ) 学力調査委託業務に係る再委託の整理の必要性について	P85
現状	県は、児童生徒の学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分ため、「福岡県学力調査」を実施している。 平成30年度福岡県学力調査は委託により実施している。受託者は、仕様書に従部の専門家を含めて「問題作成委員会」を設置する旨を記載している。一方、契約電再委託の禁止が規定されており、受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部家を問題作成委員会のメンバーとすることが、契約上の再委託に該当するのであれ委託に関する県の同意が必要となる。 これまで県では、再委託に該当するかどうかの整理を行ったことはなく、文書もきなかった。	い、外 書には、 の専門 uば、再
意見	県は、受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部の専門家を問題作成委員 ンバーとすることが契約上の再委託に該当するかどうかについて整理を行った上で いを文書化しておくことが望まれる。 その上で、再委託に該当するのであれば、契約書において要求されている再委託	ご、取扱

# (2) 主体的・対話的で深い学び推進事業の実施 < 重点事業 2 >

# ア 主体的・対話的で深い学び推進費

項目	(意見)成果報告書の記載内容について	P89
現状	県は、独立行政法人教職員支援機構(以下「教員支援機構」という。)から「平原度主体的・対話的で深い学びに関する実践研究」の受嘱事業を実施している。 委嘱を受けた教育委員会は、事業を遂行後、教員支援機構に対して、事業の効果等を記載した成果報告書を提出することが求められている。 しかし、県が教員支援機構へ提出した成果報告書には、招聘したアドバイザーの発表会・報告会の日程と会場等、平成30年度の取組実績の事実関係が記載されてみで、委嘱要項で求められているような事業の効果や課題等に関する記載が全く見かった。	や課題 氏名や いるの
意見	県は、受嘱した事業の成果を取りまとめるに当たっては、教育支援機構の委嘱要められている記載内容を考慮し、事業の効果や課題等を整理して、より効果的な事施に活かすことが望まれる。 また、受嘱先に対して、委嘱要綱で求められている内容を踏まえて必要十分な成書を作成することが望まれる。	業の実

# (3) 福岡県体力向上総合推進事業の実施 < 重点事業 3 >

## ア 福岡県体力向上総合推進事業費

項目	( 意見 ) 部活動指導員の拡充へ向けた取組の強化について	P92
現状	県は、部活動指導員配置事業として、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関 育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。)に 術的な指導に従事する指導員(以下「部活動指導員」という。)を配置することに 学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図っている。 しかし、市町村立中学校における部活動指導員配置実績数は少ない状況であり、 の増加に向けては、各地域において、適任者となる人材の確保が大きな課題である られる。	係る技 より、 配置数
意見	県は、本事業の有用性を踏まえ、部活動指導員の人材確保について、具体的な対 実施することが望ましい。 例えば、東京都や茨城県では、部活動指導員の登録制事業を行っている。これら に、県においても部活動指導員の登録制度等の取組を実施することが考えられる。	

#### イ ふくおかスポーツ振興プロジェクト費

, ,,	い、いか、人が、人が大ノロノエノト東
項目	(結果)見積依頼に係る適切な事務処理について P94
現状	本事業は、オリンピック・パラリンピックへの機運醸成につなげることを目的とした事
	業であり、県は平成 28 年度から平成 30 年度まで A 社に業務委託している。
	県では、本事業実施に当たり委託契約に関する事前伺いの起案・決裁が行われ、この決
	。 裁に基づき見積通知書がA社へ送付されているが、A社から県へ提出された見積書は2通
	あり、そのうちの1通は事前伺いの決裁前の日付となっていた。
	見積書が2通となった理由について県へヒアリングを行った結果、「A 社が誤って、平
	成 29 年度の見積書様式で、かつ、事前伺い決裁日より前の日付で見積書 ( 1 枚目 ) を提出
	したため、県から A 社へ再度平成 30 年度の見積書様式で提出を求めた ( 2 枚目 )。このた
	め、結果として、見積書が2通となった。」とのことであった。
指摘	見積書が2通となった経緯を示す文書は残されていないものの、県からの回答から判断
事項	すると、2通目の見積書は平成30年度の見積書様式に書類を形式的に整えるための提出
	であり、見積金額が2通とも同額である点も合わせ、1通目の見積書が正当な見積書と考
	えられる。
	その場合、書類の日付を確認する限り、事前伺いの決裁前に見積書を入手したこととな
	り、見積依頼に係る事務手続きが適正に行われていないこととなる。
	また、福岡県文書管理規程によれば、事務の処理は文書をもって行うことが原則であり、
	常に文書の処理経過は明らかにしておかなければならない。このため、県は文書管理及び
	見積依頼に係る事務を適正に行う必要がある。
	本事例の場合、見積書が2枚となった経緯等を文書で残す必要がある。また、所属長は、
	文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。
項目	(結果)見積通知書に係る適切な事務処理について P96
現状	本事業は、県内小学生にタグラグビーを通した瞬発性や敏捷性などの体力向上を図るこ
	と、また、生涯にわたって運動やスポーツをしようとするとともに、ラグビーワールドカ
	ップへの気運を高めることを目的とした事業である。
	県では、本事業実施に当たり委託契約に関する事前伺いの起案・決裁が行われ、この決
	裁に基づき見積通知書が受託者へ送付されているが、事前伺いの決裁日が見積通知書の送
	付日より後の日付となっていた。

	当該理由について県へヒアリングを行った結果、「実際の業務では、事前伺いの決裁日後に見積通知書を送付することとしているため、担当者が誤って実際の決裁日とは異なる日付を、事前伺いの決裁日として記載したことにより、事前伺いの決裁日が見積通知書の日付より後の日付となったと考えられる。ただし、実際の決裁日を確認できる書面等は残
	つていない。」とのことであった。
 指摘	事務の処理過程を明らかにした文書から判断すると、事前伺いの決裁前に見積通知書を
	事物の処理過程を明らかにした文書がら判断すると、事前向にの次級前に免債過知書を   送付した可能性を否定できない。
事項	といったの形にを口足できない。   福岡県文書管理規程によれば、文書の処理は正確かつ迅速に行う必要がある。このため、
	宗は週切る文音自珪及び兄債依頼に係る事務を17プ必安がある。   また、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。
項目	(結果)委託事業に係る事業内容の適切な検査について P97
現状	県は、オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業として、県内の市町村及び特別支援学
	<ul><li></li></ul>
	味・関心を高め、オリンピック・パラリンピックへの機運醸成を行っている
	事業の実施に当たっては、事業者へ委託を行っている。委託業務は、県内 22 市町村及
	び視覚特別支援体育大会が実施する行事等(スポーツ教室を含む)における実施を想定し
	ているため、予定開催回数は23回である。
指摘	本委託業務は、県内市町村及び視覚特別支援体育大会において合計 23 回の開催が予定
事項	されていたが、受託業者から提出された実施報告書によれば、合計 20 回の開催が記載さ
	れており、仕様書記載回数に比べて3回少ない。実施報告書には開催回数が少ない理由等
	の記載はなく、また、県が作成した検査調書にも開催回数が少ない理由、その内容で問題
	が無いか等の記載はない。
	<b>県からの回答によれば、開催回数が少なくなった理由は雨天により中止になったもので</b>
	あり、その分、他の派遣事業の開催を充実しており問題ないとのことである。
	しかし、文書を査閲する限りにおいて、その回答内容は具体的に文書に記載されておら
	ず、仕様書記載の要件を満たした事業が実施されたのか明確でなく、県による業務の検査
	も適切に実施されたのか疑念も生じかねない。
	県は、仕様書の内容に基づき受託業者に対して、開催回数が減少した理由、他の派遣事
	業の開催を充実している場合はその具体的内容等を実施報告書に記載することを求める
	とともに、事業の実施結果を詳細に検査し、仕様書記載内容と実施結果が異なる場合は、
	その旨、その内容で問題ないか等を検査調書等に記載する必要がある。
項目	(意見)県業務と任意団体業務の明確な区分、及び適切な文書事務の徹底につ P98
	いて
現状	県では、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育を推進するため、体育
	スポーツ健康課内に任意団体であるオリンピック・パラリンピック教育推進福岡県実行委
	員会(以下、本意見において「実行委員会」という。)を設け、県から実行委員会に対し
	て各種事業の委託等を行っている。
意見	県で作成された「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業」に関す
	る文書ファイルを査閲したところ、実行委員会で起案された文書が県の文書に混在して綴
	じられていた。
	実行委員会は任意団体であり、県の文書と実行委員会の文書が混在している場合、委託
	者と受託者が適切に区別されていないのではないか、県の事業と実行委員会の事業が混同
	されており事業の実施主体が曖昧ではないかといった疑念を招きかねない。
	このため、県は、実行委員会の業務と県の業務の混同を避けるとともに、実行委員会と
	県の文書ファイルを明確に区分し、適切な文書事務を徹底することが望ましい。

# (4) いじめ・不登校総合対策事業の実施<重点事業4>

## ア スクールカウンセラー活用事業費

	() ルグランピン 川川学未見	
項目	(結果)スクールカウンセラーの勤務実績に係る確認の強化について P1	100
現状	スクールカウンセラー活用事業では、公立中学校に対するスクールカウンセラーの配	置
	について、学校別の配置時間数の決定、スクールカウンセラーに対する報酬の支払い等	の
	事務手続きは、県内各地区の教育事務所で行われている。	
	本監査において、北九州教育事務所におけるスクールカウンセラーに関する報酬の支	払
	いに関する書類の査閲及び質問を行った。査閲した書類のうち、6月分の報酬支払いに	お
	いて、「非常勤講師等時間数実績整理簿」に記載された勤務実績時間数が単純な計算誤	נוּ
	により実際よりも少なく記載されていたが、その誤りに気付かず、過少に報酬が支払わ	れ
	ていたものがあった。なお、報酬額の支払い誤りは適時に発見されており、次月分の報	쏌
	支払い時に差額は支給されていた。	
	また、教育事務所担当者に、報酬の支払いに関する書類に記載されている勤務日及び	懄
	務実績時間数の正確性・実在性について質問した結果、これらについては各中学校の担	当
	者及び学校長で確認済みであることから、教育事務所では確認していないとのことであ	う
	た。	
指摘	県は、スクールカウンセラーに適切な報酬額を支払うために、「非常勤講師等時間数	実
事項	績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」の記載内容について、計算の正確性の確認を改	(め
	て強化するとともに、勤務日及び勤務実績時間数の正確性・実在性についても確認する	必
	要がある。	
	なお、正確性・実在性の具体的な確認方法としては、スクールカウンセラーの出勤簿	等
	勤務実績がわかる書類との照合が考えられるが、教育事務所担当者の負担が大きい場	合
	は、サンプルベースで確認を行うことも考えられる。	

# イ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業費

項目	(結果)補助金に係る事業実施報告書の適切な調査について	P104
現状	県は、スクールソーシャルワーカー配置事業として、市町村(指定都市及び中核市を除	
	き、学校組合を含む。以下、本意見において「市町村等」という。) が実施するス	クール
	ソーシャルワーカーを配置するための事業に対し、事業に必要な経費の3分の1以	内の補
	助を行い、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図っている。	
	補助金交付を受けた市町村等から提出された事業実施報告書を査閲した結果、複	数の市
	町村等における事業実施報告書では、スクールソーシャルワーカーが具体的に何処	の学校
	に配置されているか、どのように配置されているか等が不明であり、事業実施の内	容を具
	体的に把握できなかった。また、同様に複数の市町村等の事業実施報告書では、事	業の成
	果の記載内容が簡便的であり、具体的な事業の成果を把握できなかった。	
指摘	県の補助金等交付規則のとおり、県は補助事業等の成果が補助金等の交付の決定	の内容
事項	及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する必要がある。調査	を実施
	するためには、事業の実施内容及び事業の成果を具体的に把握する必要があると考	えられ
	る。県は、事業実施の内容及び事業の成果を適切に把握するため、事業実施報告書	の記載
	をより具体的かつ適切に行うよう市町村等を指導するとともに、事業の実施内容及	び事業
	の成果を具体的に調査する必要がある。	

# (5) 電子黒板活用実証研究事業の実施

## ア 福岡県電子黒板活用実証研究費

項目	(結果)予定価格設定の根拠資料の適切な作成・保管について	P106
現状	県は、ICT (「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の通信技術を活用したコミュニケーションを指す。)を活用した教育活動推進の一環で平成 28 年度から平成 30 年度までの3年間で、全県立学校119 校に各学年1台ず子黒板をリース契約にて配備している。契約業者を決定するための入札に当たり予定価格が設定されているが、積算資料したところ「各機器〇〇円×台」という項目の積み上げで積算が行われていた費用については、人件費単価や見積り工程の記載はない。予定価格設定の根拠資料が保管されていなければ、各機器、人件費の単価や見積の妥当性を裏付ける根拠が明確でないため、予定価格が適正に設定されているのかできない。	として、つの電を査閲に、保守
指摘事項	予定価格を適正に設定し、その根拠となる積算資料を適切に作成・保管しておく 発注者である県の責務であると考えられる。 予定価格を設定するに当たっては、単純に参考見積りを利用するだけではなく、 限り取引の実例価格、需給の状況等も考慮し、その根拠資料を適切に作成・保管す が必要である。	可能な
項目	(意見)ICT機器の賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について	P108
現状	県は、前項に記載のとおり、リース契約にて電子黒板を配備している。 本契約には、ICT 機器の賃借のほか、機器やシステムの保守も含まれているが、 契約書を確認したところ、機器等の賃借料と保守費用の内訳が明示されていなかっ	
意見	ICT 機器の賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握くべきものである。 賃借料と保守費の内訳が明確でないと、それぞれの金額の妥当性が確認できず、同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。 ICT 機器を保守業務込みで調達する際は、調達・賃借に係る金額と保守業務に係の内訳を区分して契約締結することが望まれる。	今後、

# (6) 校務の情報化の推進

# ア 県立学校情報化推進費

項目	(意見)情報セキュリティ監査結果に係る改善状況の確認について	P109
現状	県が管理する情報システムは、「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」	におい
	て、監査を実施することが求められている。平成 30 年度は、監査対象 144 所属の	うち、
	27 所属に対して実地監査を行っており、その結果は、各所属長に対して文面で通	知され
	ている。	
	実地監査結果通知を査閲したところ、指摘されている不適切な事務処理には、重	要性が
	高く、至急改善を要すると考えられる事項も含まれていた。	
	県が情報セキュリティ監査を実施するに当たっては、「福岡県教育委員会情報セ	キュリ
	ティ対策基準」において、対応が必要とされた事項については速やかに改善措置を	講じな
	ければならない、と定められている。	
	しかし、指摘を受けた各所属からの改善報告等の提出はなく、情報セキュリティ	統括管
	理者である施設課による改善状況の確認も適時に実施されていないため、改善措置	が講じ
	られているか否かの確認ができていない。	

意見	県立学校等では、パソコンや校務支援システム等の情報システム内に、就学中の生徒の
	個人情報などが含まれており、情報セキュリティに関する対策は極めて重要である。
	県による情報セキュリティの実地監査の指摘事項の中には、パスワードの未設定、ウイ
	ルス対策対応の確認漏れや個人情報の保管不備など、早急に改善を要する事項も含まれて
	いる。
	これらの指摘事項の改善状況を適時に把握し、各所属に対して改善を促すことは、監督
	機関である県の重要な責務である。
	県は、重要性の高い実地監査の指摘事項については、改善報告書の提出を義務付け、改
	善状況を確認することにより、監査対象の各所属への情報化セキュリティ対策の指導を徹
	底することが望まれる。
項目	(意見)情報セキュリティ監査における外部監査実施の検討について P111
現状	県が管理する情報システムは、「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」におい
	て、監査を実施することが求められている。県では総務企画課及び施設課の2課が主体と
	なり、毎年度情報セキュリティ監査を行っている。
	しかし、当該監査は同じ教育委員会内の関係者によって実施されていることから、外部
	監査ではなく、内部監査あるいは自己点検であると考えられる。
	情報セキュリティの監査については、総務省より「地方公共団体における情報セキュリ
	ティ監査に関するガイドライン (平成 30年9月版)」(以下「ガイドライン」という。)が
	公表されており、「地方公共団体の業務は公共性が高く、住民の権利等を守るという目的
	があることから、内部監査に加え、外部監査を行うことが望ましい。」とされている。
	県では、「ガイドライン」で定められているような被監査部門と独立した監査人等が監
	査を行う内部監査のほか、外部に委託して監査を行う外部監査は実施されていない。
意見	県教育委員会が管理する情報システムには、県立学校全ての教職員が利用し、就学中の
	生徒全員の個人情報を取り扱う「校務支援システム」等も含まれており、情報セキュリテ
	ィに関する対策は極めて重要である。
	県は、情報セキュリティの統括部署である知事部局の企画・地域振興部情報政策課によ
	る内部監査や、高度な専門知識を有する外部専門家による外部監査の実施を検討すること
	が望まれる。 
項目	(意見)情報システムの賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について P113
現状	県は、各種校務をシステム化することによって業務の効率化を図り、働き方改革の一環
	として教員の業務負担を軽減するため、校務支援システムを導入している。
	校務支援システムの契約には、情報システムの賃借のほか、システムの保守も含まれて
	いるが、賃貸借契約書を確認したところ、情報システムの賃借料と保守費用の内訳が明示
	されていなかった。
	また、予定価格を設定する際も賃借料と保守費用の内訳を明示した見積書は入手されて
	いない。
意見	情報システムの賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握し
	ておくべきものである。
	また、情報システムの保守業務は、システムを調達した業者以外に委託することが困難
	なことも多く、複数年にわたって同じ業者と契約が継続されるケースが多いため、保守費
	用は翌年度以降の予定価格の設定のためにも十分に検証される必要がある。
	賃借料と保守費の内訳が不明であると、それぞれの金額の妥当性が確認できず、今後、
	同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。
	情報システムを導入する際は、調達・賃借に係る金額と保守業務に係る金額の内訳を区
	分して契約締結することが望まれる。

# (7) 高等学校奨学金事業の実施

## ア 奨学事業助成費

	て丁ヂ木切川以見
項目	(結果)補助金額算定方法の明確化及び補助金額確定の適切性確保について P115
現状	「奨学事業助成費」事業は、福岡県高等学校等奨学金事業に係る県費補助金交付要綱(以
	下、本意見において「要綱」という。) に基づき、福岡県高等学校等奨学金事業を実施す
	   る者(以下「補助事業者」という。)が事業を円滑に遂行するために経費の一部を補助す
	   ることを目的としている。平成 30 年度における補助事業者は、公益財団法人福岡県教育
	文化奨学財団(以下、本意見において「財団」という。)である。
	申請時の県費補助金の算定では「基本財産・特定資産運用収入」及び「雑収入」といっ
	たその他の収入を補助対象経費がいらのみ控除しているが、事業実績報告時の県費補助金
	の算定では、これらのその他の収入を貸付金である補助対象経費 及び人件費や事務費等
	の補助対象経費 に分けて控除しており、申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方
	法が相違している。この点、要綱上、県費補助金の算定において、その他の収入を控除す
	る方法までは規定されていないが、申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方法を同
	様に取り扱う場合(その他の収入を補助対象経費がらのみ控除する場合)、県費補助金
	は、県が実際に交付した補助金額と相違することになる。
	また、補助対象経費として事務費支出の運営費支出に「備品購入費支出」が実績額に含
	   められている。しかし、要綱上、補助対象経費として「需用費」の記載はあるが、「備品
	   購入費」は掲げられておらず、補助対象経費の範囲が明確でない。
指摘	要綱上、その他の収入を控除する方法は規定されていないが、県費補助金の算定の明
事項	確化のため、要綱においてその取扱いを明確に規定する必要がある。
3	また、補助金申請時及び事業実績報告時において、補助金算定の対象となる補助対象
	   経費の範囲が曖昧とならないように審査を徹底する必要がある。
	特に、補助事業を実施する財団(福岡支所)の所在が、福岡県庁の高校教育課と同じフ
	ロアにある点に鑑みても、要綱上、補助対象経費の範囲や補助金の算定方法を明確にし、
	補助金額算定に係る曖昧さを排除する必要があると考えられる。

# (8) 高等学校等就学支援金事業の実施

# ア 公立高等学校等就学支援金交付金

項目	(意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施   P119
	について
現状	公立高等学校等就学支援金は、福岡県立高等学校、福岡県立中等教育学校の後期課程及
	び県内の市町組合立高等学校(以下「公立高等学校等」という。) に在学する生徒に対し
	て、授業料に充てるための就学支援金を支給し、授業料の実質無償化を図るものである。
	生徒が提出した就学支援金の申請書は、各学校において記載内容の確認を行い、受給資
	格の審査を行う。各学校において実施した申請書の記載内容の確認及び受給資格の審査の
	実施状況については、財務課において事後的に確認を行っている。
	財務課による確認は、県立学校の場合、1校当たり3年から4年に1回程度、市町組合
	立学校の場合は毎年度実施している。財務課による確認の結果、複数の指摘事項が検出さ
	れている。財務課では、指摘事項が検出された場合であっても、指摘事項に対する対応は
	各学校にゆだねており、当該指摘事項が翌年度以降でどのように改善されたか、フォロー
	アップ等は特段行っていない。
意見	財務課は、より適切な事務執行を担保するために、各学校が指摘事項に関して適切に対
	応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。
	特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必

# (9) 高校生等奨学給付金事業の実施

# ア 公立高校等奨学給付金事業費

項目	(結果)公立高校等奨学給付金の申請時における代理受領の適用確認等につい
	P123
現状	本監査において現地調査を行った福岡県立早良高等学校(以下「早良高等学校」という。)
	では、生徒に公立高校等奨学給付金に係る申請書を交付する際、「高校生等奨学給付金提
	出書類チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)」をあわせて配布している。保
	護者はチェックリストを基に提出物のチェックを行い、申請書などの提出を行う。
	平成 30 年度における早良高等学校が作成したチェックリストをレビューしたところ、
	「必ず提出するもの」として、「委任状」の記載があった。
	公立高校等奨学給付金は、原則として県から受給者に直接支給されるが、例外として「委
	任状」の提出があった場合には、学校長が保護者に代わって受領する代理受領が認められ
	ている。したがって、本来、委任状は代理受領を望む保護者等のみから徴する書類である。
	しかし、早良高等学校では、前述のチェックリストにおいて、委任状を必ず提出する書
	類として取扱い、対象者全員から徴していた。そのうえで、「授業料以外の教育に係る経
	費」を学校に対して滞納している者に対しては委任状を使用して「代理受領」を適用し、 
	「授業料以外の教育に係る経費」(学校からみれば債権)と相殺していた。
	一方でそれ以外の保護者等については、委任状の提出がなされているにもかかわらず、
	保護者の意向は確認することなく「代理受領」は適用せず、保護者等へ直接支給していた。   おお、(ATRIA (ATRIA ) なお、ままではは中間では、(ATRIA ) (ATRIA ) は
+15+\$	なお、代理受領を適用しなかった委任状は申請書とは別に保管されていた。
指摘	保護者の意向を確認せず、「必ず提出するもの」として、 代理受領に関する委任状を提
事項	出させ、その上で、学校側の判断で代理受領をするか否か決定しており、福岡県高校生等     探営公社会(公立党校)な仕事網第280数号によりている。
	奨学給付金(公立学校)交付要綱第9条の趣旨に反している。   また 素は状の関切いを厳密にしなければ 階昌は素は状が提出されていることを利用。
	│ また、委任状の取扱いを厳密にしなければ、職員は委任状が提出されていることを利用 │ し、代理受領を装って保護者に支給せず、「授業料以外の教育に係る経費」に充てること
	O、 N達支援を表すて保護者に支給とす、 技業科以外の教育に係る経費」に加てること   なく横領する、といった不正リスクも考えられる。
	なく頃後する、これった不正ウステもられる。   よって、保護者に対して代理受領に関する制度説明を徹底したうえで、必要に応じて委
	任状を徴取する必要がある。
 項目	(意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施
77.11	P124 について
 現状	│ │ 公立高校等奨学給付金は、公立高等学校等に在学する高校生等のいる低所得世帯の授業
	料以外の教育費負担を軽減することを目的としている。
	- 県立学校の場合、生徒は申請書を各学校に提出し、各学校において記載内容の確認を行
	   い、受給資格の審査を行う。各学校において申請書の記載内容の確認及び受給資格の審査
	を実施するため、事後的に財務課が確認を行っている。
	財務課による確認は、1校当たり3年から4年に1回程度実施しているが、確認の結果、
	複数の指摘事項が検出されている。
	財務課では、指摘事項が検出された場合であっても、指摘事項に対する対応は各学校に
	委ねており、当該指摘事項が翌年度以降でどのように改善されたか、フォローアップ等は
	特段行っていない。
意見	財務課は、より適切な事務執行を担保するために、各学校が指摘事項に関して適切に対
	応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。
	特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必

# (10) 教職員のメンタルヘルス対策の充実

# ア 教職員等健康管理費

, ,	
項目	(結果)「こころの健康相談」事業に係る利用状況に応じた適切な支出について P129
現状	「教職員等健康管理費」事業のうち、福岡県教育施策実施計画において主な取組・事業
	として記載されているのは「教職員のメンタルヘルス対策の充実」である。
	「教職員のメンタルヘルス対策の充実」では、心身に悩みを抱える教職員を対象とする各
	種相談事業(以下「メンタルヘルス相談事業」という。) 及び管理職や中堅職員を対象と
	するストレスマネジメント研修を実施している。
	メンタルヘルス相談事業の一環として実施している「こころの健康相談」については、
	県内2か所の病院で実施しているが、当該2病院について、特に平成29年度以降の相談
	件数に大幅な乖離が生じている。
	一方で、報酬額は相談実施時間や相談件数には関係なく、どちらの病院も同額である。
指摘	こころの相談事業を受嘱している2病院について、相談件数に大幅な乖離があるにもか
事項	かわらず、同額の報償費を支出しているのは適切とは言い難い。
	もっとも、いつでも相談できる体制を保持する必要性は認められるため、相談の有無に
	かかわらず月額一定の料金を支払うことの意義は認められる。しかしながら、実績として
	年に数件の相談件数しかないのであれば、小倉蒲生病院で実施する必要性に疑義があると
	言わざるを得ない。また、逆に年に数百件の相談を受ける九州中央病院については、月に
	2時間×4回の想定回数を大幅に超えて相談を受けており、相談件数に見合った報償費の
	支出となっていない。
	したがって、相談件数に見合った報償費の積算を行うとともに、相談件数が少ない場合
	にはその原因を分析し、増加方策や実施日、実施場所の見直しを検討すべきである。
項目	│ (結果)教職員カウンセリングサービスに係る委託業者への予算資料の事前提 │ │ P131
	供について
現状	県は、メンタルヘルス相談事業の一環として、教職員の心の健康の安定を図ることを目
	的として、都久志会館(一般財団法人福岡県教職員互助会の施設)において、教職員カウ
	ンセリングサービスを行っている。   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	教職員カウンセリングサービスの委託者は一般財団法人福岡県教職員互助会(以下「互
	助会」という。) であり、平成8年度の事業開始当初から単独見積りによる随意契約によ
	って実施している。
	県は、単独見積先である互助会に対して、事業の特殊性等を理由に、教職員カウンセリ
	ングサービスに関する県の予算上の積算資料 ( 日数、単価、時間等 ) を、次年度の見積書   笠字の会表姿数 k L で提供していた。
 指摘	策定の参考資料として提供していた。     仮に事業の「特殊性」があったとしても、単独見積りによる随意契約の相手先に対して、
	NC事業の「特殊性」がありたとしても、単独見負りによる随息契約の相手だに対して、   次年度の見積書策定の参考資料として事前に県の予算上の積算資料( 日数、単価、時間等 )
事項	
	また、県の予算上の積算資料を事前に一者のみに提供することによって、他の民間事業
	者の参入の余地が更に閉ざされることにもつながりかねない。
	したがって、県は、単独見積りによる随意契約の相手先に対して、次年度の見積書策定
	の参考資料として事前に県の予算上の積算資料(日数、単価、時間等)を提供することを
	控えるとともに、毎年度他の民間事業者が参入可能かどうか検討する必要がある。

# (11)教職員の働き方改革の推進 < 重点事業 10 >

## ア 教員の働き方改革事業費

項目	(意見)教職員の超過勤務時間の発生状況とそれに対する対応策について P133
現状	県は、平成30年度においてすべての県立学校にICレコーダーを設置するとともに、平成31年1月からICカードによる勤務時間管理システムの運用を開始しており、各学校における教職員の勤務状況をより正確に把握できるようになった。本監査において調査対象とした福岡県立早良高等学校(以下「早良高等学校」という。)において、所属する教職員の平成31年4月から6月における超過勤時間の発生状況を確認したところ、3か月連続で超過勤務時間が100時間を超える者が5名いた。超過勤務時間が80時間を超えた理由を見ると、授業準備、部活動指導、文化祭・体育祭の準備などが挙げられている。また、理由を個人別にみると、毎月ほぼ同じ理由によって超過勤務時間が発生している状況がうかがえる。県及び早良高等学校では、超過勤務の縮減のため、「定時退校日」や「部活動休養日」を設定しているほか、「県内一斉ノー残業デー」の実施なども行っている。しかしながら、これらの取組は、前述の超過勤務時間の発生状況から考えると、少なくとも当該教職員の超過勤務時間の減少に効果があるとは言い難い。
意見	一般に超過勤務時間の過労死ラインは「80 時間」と言われており、それを大幅に超えている教職員が数か月にわたって、しかも複数名いる状況は、深刻であると言わざるを得ない。 例えば教職員の配置定数の見直しを含めた根本的な対策を実施することが望まれる。現状では、原則として生徒数に応じた教職員の定数配置が行われているが、各学校の特色から生じる業務量の多寡も考慮したうえで、教職員の定数配置が行われることが望ましい。そのためには、各学校が、業務量に対して適切な教職員の定数が何名なのか定量的に把握したうえで、県が県全体のなかで調整・配分することが望まれる。

# (12)「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施 < 重点事業 12 >

ア 「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト推進費

項目	(意見)任意団体との特命随意契約に係る支出内容の確認について	P135
現状	県では、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、 <b>鍛</b>	
	えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた具体	的実践
	を県内に広く普及することを目的として、「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト事	業を実
	施している。本プロジェクトを実施するに当たり、各プロジェクト推進校に設置さ	れた実
	行委員会と委託契約を締結し、当該プロジェクト推進に係る経費を委託料として支	出して
	เาอ.	
	本監査において、北九州教育事務所で実施された当該プロジェクトに係る委託契	約関連
	文書を査閲した結果、各実行委員会から事業終了時に当該プロジェクトに係る収支	決算書
	を入手しているが、その経費支出の内容について具体的な裏付けまでは確認してい	なかっ
	た。	
意見	本事業は、委託契約により実施されているが、事業の特殊性、委託先が各推進校に設	
	された実行委員会であること等を踏まえ、県は、各実行委員会から提出を受けた収	支決算
	書に係る経費支出の内容について、具体的な裏付けまで確認することが望ましい。	
項目	(意見)事業自体に関する総括としての成果の検証について	P137
現状	本事業の成果の把握については、県が作成した「鍛ほめ福岡メソッド 実践の手	<u>ー</u> 引き」
	において、「児童生徒理解のための尺度調査ツール【SRT】」が掲載されており、毎	年度プ

ロジェクト推進校において、当該調査ツールが活用されている。
また、その成果の把握結果は、毎年度、実践リーフレットが作成され、公表されており、プロジェクト推進校において効果があることが把握できる。
さらに、本監査において北九州教育事務所でヒアリングを行ったところ、学校現場では、本事業において成果が上がっているとのことであり事業の重要性が共有されているとのことである。

意見 県は、各学校で行われた取組に係る成果の把握は行っており、かつ、本監査で資料等を査閲した限りにおいてプロジェクト推進校において成果が上がっていることは理解できる。しかし、県は、事業自体に関する総括としての成果の検証は行っていない。
県は、本事業自体に関する総括として、県全体への認知度及び波及効果、事業実施に係る経費の妥当性及び教員の負担感等の観点から、成果の検証を行うことが望ましい。また、県全体にとって望ましい成果が見込まれている場合は、本事業の推進に係る予算を増額してプロジェクト推進校を増やすこと等を検討することが望ましい。

#### (13)特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施

#### ア 特別支援学校医療的ケア体制整備費

項目	(意見)看護職員の任用期間の見直しについて	P141
現状	県は、特別支援学校における医療的ケアの体制整備事業として、平成 30 年度には	‡ 12 校
	に対し、計37名の看護師免許を有する職員(以下「看護職員」という。)を配置している。	
	監査対象として選定した直方特別支援学校にて事業の実施状況の資料等を査閲したと	
	ころ、配置されている看護職員の任用期間は、各学期に伴う3期間、及び、夏季休業中の	
	看護職員研修会参加のための1期間の計4つの期間に区分されていた。	
	任用期間が細切れとなる場合、看護職員としては、例え複数年連続して任用された場合	
	であっても任用更新とは認められない。有給休暇が利用しづらく、任用期間が途切	れるこ
	とによって夏季休暇の付与も得られない。さらに、任用期間を外れると社会保険被	保険者
	の資格が喪失されるため、その都度、経済的な負担や保険切替えの手続きの必要性	が生じ
	<b>ర</b> ం	
	一方で、県及び学校にとっても、実質的に同一人物の任用を継続しているにもか	かわら
	ず、その都度、任用に要する書類の準備や決裁が必要になり、事務手続上の負担と	もなっ
	ている。	
意見	全国的に看護師の不足が問題視されており、取り扱う医療的ケアの高度化も進む	中、任
	用期間の設定をシンプルにすることにより、各学校に配置されている看護職員の満	足度を
	高めることは、本事業の推進にも好影響を与えることができると考えられる。	
	また、県及び学校にとっても、年に何度も任用手続きを行う必要がなくなり、事	務処理
	の効率化に繋がると考えられる。	
	県は、現在細切れに設定している任用期間を1年間通して任用期間とするシンプ	ルな方
	法に見直すことが望まれる。	

#### (14) 未来を切り拓く人材育成事業の実施

#### ア 未来を切り拓く人材育成事業

項目	(結果)事業実績報告に係る点検・確認の強化について	P145
現状	県は、職業系専門高校・定時制高校・一部の全日制高校を対象に、未来を切り拓く人材	
	育成事業を実施している。	
	本監査の過程で、各校からの事業計画書、実績報告書等について任意にサンプルを選定	
	│ し査閲した。その結果、各校における取組の効果を把握するためのアンケート結果	が記載

	されていない実績報告書が見受けられた。また、各校において執行された事業費の積算根
	拠が記載されていないものや、単価や数量等の記載がなく、根拠が明瞭でないものが見受
	けられた。
指摘	当事業の実績報告には、アンケート結果が記入されていないもの、支出額の積算根拠が
事項	明瞭でないものがあり、県による事業実績報告の点検が適切に実施されていたとは言い難
	い状況が見受けられた。
	結果として、事業の取組の効果、事業の有効性が確認できないことになる。また、支出
	項目の根拠が明瞭でない状況で支出を行っていたことになる。
	県として事業の取組の有効性や支出内容の経済性かつ効率性を的確に把握するために、
	実績報告書の十分な点検を行うことが必要である。

#### (15) 高校生みらい支援事業の実施

# ア 高校生みらい支援事業費

項目	( 意見 ) 進路支援コーディネーターの勤務日数制限の見直しについて	P148
現状	県は、高校生みらい支援事業として、各地区の拠点校に進路支援コーディネーターを配	
	置している。	
	監査対象として選定した福岡地区の拠点校である早良高等学校において進路支援コー	
	ディネーターの勤務条件等の資料を確認した。進路支援コーディネーターの任用期間は平	
	成 30 年 4 月 16 日から平成 31 年 3 月 22 日まで、週 4 日勤務 ( 勤務日数 160 日以内 ) 休	
	暇は計 12 日分が付与されることが勤務条件であった。	
	しかし、実際の進路支援コーディネーターの勤怠状況は、任用期間が平成 31 年 3 月 22	
	日まであるにもかかわらず、3月は出勤日数ゼロとなっている。また、所定の有休休暇計	
	9日分が未取得となっていた。	
	早良高等学校の進路指導主事担当教員に原因についてヒアリングしたところ、勤務日数	
	は 160 日以内という制限があるために、学校としての出勤要望が叶わず、また、進路支援	
	コーディネーターの有給休暇の取得に配慮することができなかったとのことである。	
意見	<b>早は、本事業の目的をより効果的に達成するため、進路支援コーディネーターの</b>	任用期
	間中の勤務日数制限を実情に応じて見直すことが望まれる。	
	また、有給休暇は当然にその取得を促進すべきものであり、県にとっても進路支	援コー
	ディネーターの満足度を高めることができるため、実施事業の推進にも好影響を与	えるこ
	とができるというメリットが考えられる。	
	県は、任用を行う各拠点校に対し、適切に勤怠管理を行うように指導することが	望まれ
	<b>ర</b> ం	

# (16)県立社会教育施設の機能充実

ア 図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自然の家整備費、 社会教育総合センター整備費、図書館整備費

項目	(結果)見積り期間短縮の根拠の明示について	P153
現状	県は、建設工事等を委託する場合における業者の見積り期間の確保のため、建設	業法施
	行令第6条に定める建設工事の見積り期間を確保するよう「福岡県建設工事競争人	札に関
	する基本要綱」において規定している。	
	平成 30 年度の図書館整備費において、県は、県立図書館空調設備改修工事実施	設計業
	務を委託しており、予定価格は5百万円以上であるため、原則として10日以上の	見積り
	期間が必要である。ただし、やむを得ない場合には5日以内に限り短縮することがで	できる。
	本業務委託は、見積り期間が6日間と、10日を下回っているが、「やむを得ない事	情」に

_		
	ついての決裁が得られていなかった。	
指摘		
事項		
	る。県は、見積り期間について、福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱に基づき見積	
	り期間を確保するか、「やむを得ない事情」が存在する場合には、それを明記して決裁を	
	受けるべきである。	
項目	(意見)空調設備の老朽化による事故リスクの判定の必要性について P155	
現状	福岡県立図書館では、平成 29 年度の空調設備の冷媒ガス漏えい事故の発生を受けて、	
	平成 30 年度において「県立図書館空調設備改修工事実施設計業務委託」、令和元年度にお	
	いて「福岡県立図書館熱源改修機械設備工事」を実施し、事故への対応を行っている。	
	福岡県立図書館に現地調査を行い、老朽化の状況を視察したところ、外観上老朽した状	
	況が確認された。	
	一方、壁内部の配管の老朽化状況については、目視で確認することはできなかった。社	
	会教育課所管の他の社会教育施設の空調設備については、各施設において業者による定期	
	点検を行っているが、施設によっては壁内部までは点検を行っていないとのことであっ	
た。		
意見	県は、他の社会教育施設についても事故の発生リスクを調査することが望まれる。	
	また、壁中部の配管の腐食状況については、専門業者へ依頼したうえでリスクの調査を	
	行うことが望まれる。特に海に近い施設は塩害により同様のリスクを抱えている可能性が	
	あるため、早急に対応することが望まれる。	

# (17)福岡国際交流史発信事業の実施 < 重点事業 17 >

# ア 福岡国際交流史発信事業費

項目	(意見)予定価格の適切な設定について	P157
現状	県は、本県の国際交流史に関する文化遺産の魅力を発信する福岡国際交流史発信事業の	
	一環として、甘木歴史資料館で平塚川添遺跡展を開催しており、この平塚川添遺跡展に伴	
	う文化財輸送業務を委託事業として実施している。委託業者を選定するに当たっての予定	
	価格根拠資料を査閲すると、2業者からの参考見積書を徴取し、参考見積金額の低かった	
	業者の金額を利用して予定価格を設定していた。	
	見積り合わせの結果は、その参考見積金額が予定価格の設定根拠とされていた業者であ	
	るが、実際の見積書提出時には、参考見積提出時の3割程度の低い金額となっており、結	
	果的に予定価格と実際の契約金額に大幅な差額が生じている。	
意見	予定価格は、入札や随意契約において対象業者の格付を決定する際の基準となる	もので
	あるが、元々市場調査等を基に設定されるため、本来は実際の発注金額とさほど大	きな乖
	離は生じない性格のものであると考えられる。	
	本契約のように業者からの見積額が予定価格を大幅に下回る場合は、対象業者に事情聴	
	取を執り行い、適切に業務を履行できるかどうかを審査し、委託業者を決定するこ	とが望
	まれる。一方で、本契約の場合は、予定価格はそもそも委託業者として決定した業者から	
	の参考見積りを基に算定されており、予定価格の決定方法が適当でなかった可能性	も考え
	られる。今後は過去の類似する取引事例等も参考にしつつ、適正に予定価格を定め	ること
	が望まれる。	

# (18) ジュニアアスリート育成強化事業の実施 < 重点事業 18 >

# ア ジュニアアスリート育成強化費

項目	( 結果 ) 補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について	P160	
現状	<b>県は、ジュニアアスリート育成強化事業として、将来オリンピック等への出場可</b>	能性が	
	高いが、十分な支援が行き届いていないジュニアアスリート個人に対して、強化活動を支		
	援している。		
	本事業のうちトップアスリート育成強化事業については、福岡県選手強化推進実行委員		
	会(以下、「実行委員会」という。)に対して補助金を支出している。実行委員会では、県		
	から受領した補助金の資金管理、収入・支出管理等を行うとともに、当該補助金を財源と		
	して補助対象者となるジュニアアスリート個人へ経費を支出している。		
指摘	実行委員会が、事業の終了後に県へ提出した事業実績報告書の添付書類には、補助対象		
事項	経費の具体的な内訳は記載されていない。このため、県が支出した補助金が、適切な補助		
	対象経費に充てられているか実績報告書からは判別できない。		
	県によれば、実行委員会は体育スポーツ健康課内に設置されており、事業に関する支出		
	の都度、県担当者が補助対象経費に該当するか内容を確認しており、問題はないと判断し		
	ているとのことである。		
	しかし、具体的な支出内訳、内容の記載がないことから、補助対象経費について適切に		
	内容が確認されているとの心証は得られず、また、同課内に実行委員会が設置されている		
	ことをもって、実績報告書を簡略的に作成して良い根拠にはならないと考えられる	5.	
	県は、実行委員会に対して、交付要綱に沿った使途が確認できるように、実績報	告書に	
	ついて具体的な支出内容を明確に記載するよう作成を指導する必要がある。		
項目	(結果)委託契約に係る事業内容の適切な検査について	P162	
現状	ジュニアアスリート育成強化事業として、育成強化システム整備事業及び育成環	境整備	
	事業ついては、公益財団法人福岡県体育協会(以下「県体育協会」という。)」へ事	業を委	
	託している。		
	県体育協会は、地方自治法第 199 条第 7 項に基づく財政的援助団体に該当し、県	から受	
	領した委託料の資金管理、収入・支出管理等を行うとともに、当該委託料を財源と	して各	
	競技団体を通じて講習会、練習会等の経費を支出している。		
指摘	県体育協会が、事業の終了後に県へ提出した業務完了実績報告書では、補助金の	使途が	
事項	仕様書に沿った内容に実際に支出されたのか確認できなかった。また、県は、体育	協会が	
	仕様書に沿った内容について補助金支出を行っているか検査を行っていないとの	ことで	
	ある。		
	本事業は委託事業であるが、受託者である県体育協会が実施する補助金支出の内		
	めて重要である。このため、仕様書に定められた事項が漏れなく正確に実施された		
	する必要がある。よって、県は仕様書の内容に基づき、県体育協会に対して、実績		
	│ に事業の実施結果について具体的に記載することを求めるとともに、事業の実施結	果を詳	
	に手来の大地間不について共作引に出来りることとがることもに、手来の大地間	// CIIT	

以上